

議 事 日 程 (第 3 号)

平成26年6月20日(金曜日) 午後3時39分 開議(本会議)

- 日程第 1 ※補正予算審査特別委員会
議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)
※請願事件審査結果報告及び採決
- 日程第 2 請願第1号 食料品、新聞、書籍、雑誌などの生活必需品への消費税の軽減税率適用に関する請願
※専決処分の審議及び採決
- 日程第 3 議第40号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算(第7号)の専決処分の承認について
- 日程第 4 議第41号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認について
- 日程第 5 議第42号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 6 議第43号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 7 議第44号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
※条例案件の審議及び採決
- 日程第 8 議第46号 遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第48号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定について
- 日程第11 ※補正予算審査結果報告及び採決
※事件案件の審議及び採決
- 日程第12 議第51号 除雪ドーザの取得について
- 日程第13 議第52号 除雪ドーザの取得について
※人事案件の審議及び採決
- 日程第14 議第49号 人権擁護委員候補者の推せんについて
- 日程第15 議第50号 人権擁護委員候補者の推せんについて
※発議案件の審議及び採決
- 日程第16 発議第1号 議員派遣について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第3号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 13名

出席議員 12名

1番	筒井義昭君	2番	高橋久一君
3番	高橋透君	4番	土門勝子君
5番	赤塚英一君	6番	阿部満吉君
9番	土門治明君	10番	斎藤弥志夫君
11番	堀満弥君	12番	那須良太君
13番	伊藤マツ子君	14番	高橋冠治君

欠席議員 1名

7番 佐藤智則君

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	菅原聡君	企画課長	池田与四也君
産業課長	堀修君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	本間康弘君	町民課長	渡会隆志君
会計管理者	富樫博樹君	教育委員	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員	高橋務君
農業委員会会長	高橋正樹君	教育委員	伊藤藤新君

☆

出席した事務局職員

局長 佐藤源市 次長 佐藤光弥 書記 佐藤利信

☆

本 会 議

議長（高橋冠治君） 延会前に引き続き本会議を開きます。

（午後3時39分）

議長（高橋冠治君） ただいまの議員の出席状況は、7番、佐藤智則議員が所用のため欠席、その他全員出席しております。

なお、説明員としては金野代表監査委員が所用のため欠席、佐藤選挙管理委員会委員長が所用のため欠席、伊藤新一選挙管理委員会委員が出席、その他町長以下全員出席しておりますので、報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

請願事件の審査結果報告に入ります。

日程第2、請願第1号 食料品、新聞、書籍、雑誌などの生活必需品への消費税の軽減税率適用に関する請願について、文教産建常任委員会那須良太委員長より審査の結果について報告を求めます。

登壇願います。

文教産建常任委員会委員長（那須良太君）

平成26年6月20日

遊 佐 町 議 会

議 長 高 橋 冠 治 殿

文 教 産 建 常 任 委 員 会

委 員 長 那 須 良 太

付 託 事 件 審 査 報 告 書

本委員会に付託された請願は、下記の通り決定されましたから、会議規則第94条の規定により報告します。

記

1. 付託審査事件名

請願第1号 食料品、新聞、書籍、雑誌などの生活必需品への消費税の軽減税率適用に関する請願

2. 意見及び結果

本請願は慎重に審査したが、不採択すべきであると意見決定した。

3. 審査の期日

平成26年6月19日

議長（高橋冠治君） それでは、請願第1号についての質疑に入ります。

5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） 私のほうから、この請願の紹介議員として、委員会に対して不採択になったその結果について質疑を行いたいと思います。

今回この請願、不採択になりました。文教産建常任委員会では、慎重に審査して不採択になったと報告ありましたけれども、どのような意見が出てきて、どのような経過をもってこの不採択に至ったのか、少

数意見も含めてどのような意見があったのか、詳細にお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 12番、那須良太議員。

文教産建常任委員会委員長（那須良太君） 申し上げます。

議長を含めて6名の審査員でございましたが、まず皆様のご意見を集約した結果はやはり今回、前回は昨年のことですが、新聞ということでしたが、今回は食料とか書籍、いろんな項目が多くなっているということ、また来年の10月には消費税が10%になるという政府の今計画、予定のようございまして、もう既に食品とかいろんなものは消費税8%が動いているわけです。そういう中で、皆さんの意見は今回は自分たちとしては不採択だと、そういう意見の方が多かったということでございます。私は意見を述べていないのですが、私が述べるまでもなく多かったので、不採択ということになりました。そういうことで、食料品につきましては今もう既に低所得者には年間幾らだったか、月幾らか私もそれ今定かでないのですが、消費税分国のほうで上げるというふうな、そのようなことにもう決定しているようございまして。そういうことからして、今これから、来年はまた来るのに今からこれからではどうしようもないのではないかと皆さんの話を総合するとそういうふうなお話でございますので、人数にしては4対1、5対1...3対2ですか。いや、実は私議長が入っているのか、入っていないのかということなので、その他ははっきりわかっているのです。そういうことで、私が意見述べるまでもなく不採択の人が多かったということでございますので、そういうことでございます。

議長（高橋冠治君） 5番、赤塚英一議員。

5番（赤塚英一君） なかなか微妙な数字だったのかなというふうに理解しております。

さて、前回昨年の9月に、9月議会においてほぼ同様の請願を出させていただきました。今回は、食料品がさらに加わったということでございます。前回は、前回の議事録を見ますと、時期尚早ということでございました。一文をちょっと朗読しますと、今こういう消費税を上げるということで混同する中でちょっと早過ぎるのではないかと、このようなご意見が多くありまして、そういうことで、全員が反対ではなかったのですが、意見が多かったので、不採択としたというのございます。今の委員長の報告を聞きますと、単語1つだけ捉えてどうこうというのいかなものかと思うのですけれども、どうしようもないというような、もう既に上がっているのだからというようなふうに捉えられるような発言でございました。前回9月には、来年4月に上がるということで、ほぼ半年の状況の中で時期尚早という言葉がありました。今回8%から10%に上がる。まだ決定しておりませんが、なるとすれば来年の4月からだというふうに思いますけれども、前回よりもさらに3カ月ほど時間があるにもかかわらず、もう上がったからいいのではないかとというような内容で不採択にするというのは非常にいかなものか、誠実ではないのではないかとというような感じにとれてしようがありません。これは、遊佐町議会の見識というものを問われる内容ではないかなと思っております。

さて、昨年の9月の文教産建常任委員会で審査された内容につきまして、議事録を取り寄せさせていただきました。9月に本会議で私が質問した内容に対する委員長の答弁は、時期尚早、ちょっと早過ぎるのではないかと内容でしたが、この委員会の議事録を見ると時期尚早ということとはどなたも言っていないのですよね。ということは、本会議において誤った報告がされたのではないかととられます。このような状況の委員会に再度付託されて、同じような結果が得られたと。本当に私は議論されていたのか、今の

委員長の報告が本当だったのか、これ信用していいのでしょうか。私これどうやって、何を信用していいのかわからないのですよ。

(「それはちょっと誇張してるぞ。訂正しろ」の声あり)

5 番(赤塚英一君) 今訂正しろというやじもありましたけれども。

議長(高橋冠治君) 暫時休憩します。

(午後3時49分)

休

憩

議長(高橋冠治君) 会議を再開します。

(午後3時49分)

議長(高橋冠治君) 5番、赤塚英一議員、質疑を続けてください。

5 番(赤塚英一君) そのまま継続してよろしいでしょうか。本会議での回答と文教産建常任委員会内での発言が余りにもかけ離れていると。この辺は、どのように委員会として整合性を持たせて発言されているのか。この辺についてぜひ委員長の所見をお伺いしたいと思います。

議長(高橋冠治君) 12番、那須良太議員。

文教産建常任委員会委員長(那須良太君) 私は、全体的に考えて、新聞屋さんはずっと昔は全くの独占企業でした。それが今新聞を見る人に消費税がつくと大変買いつらくなるというようなことを言っていますが、それはそれとして、それは1つは理解します。ただ、今大変困る年代の方、消費税ではいろんな困る方がいっぱいおられます。その中で、私の考えを言えば、今覆すというのはかなり厳しいだろうと思います。日本の世の中を混同するような大変厳しいこの今の消費税を軽減するというのは厳しいだろうと思います。それだから、私が不採択したわけではございません。それも一つの大きな要因でありまして、今現実に食料もいろんな消費税はもう動いています、4月から。その中で、これが困難だからということで食品とかいろんな消費税はもう動いていくというのかわかりませんが、私はそれはできればそれが可能があれば大変いいことだと思います、私個人では。ただ.....

議長(高橋冠治君) 那須議員、委員会での検討した内容をお聞きしているので、個人的な考え方は控えてください。

文教産建常任委員会委員長(那須良太君) ええ。これは私の考えですが、3名の意見はやっぱり来年もつくから、今まだ、これをやってどうなるのという方と、やはり今食品とか、それもひっかけて、これ混同して前よりだめになったのではないかという、そういう方もおりました。もう一方は、まずそれ以上に今大変な方がいる中で、これが国のほうで認めるか認めないかはわかりませんがという意見が3人がおりました。1人の方は、いや、やっぱり公共的な面もあるので、賛成するという方もおりました。でも、今までこの結果は、私から見ると3対1。私除いてですよ。議長と私除くと3対1でした。議長を入れて、私入れれば3対3になるのですが。そういうことからして.....いや、はっきり言わないと私、委員長だけの意見でとられるので。そういう結果は結果です。私が1人で判断したわけではございませんので、私はあくまでも民主主義のを通していきますので、多数決ということですので。そういうことであります。

(何事か声あり)

議 長 (高橋冠治君) 那須議員、委員長が採択に加わっておりませんので、3対2です。

5 番、赤塚英一議員。

5 番 (赤塚英一君) 先ほども注意受けましたので、少し表現はやわらかくしたいと思うのですけれども……

(何事か声あり)

5 番 (赤塚英一君) 今3回でしょう。途中で保留になったわけですから。

(「3回目だから、きちんと聞いたほうがいい」の声あり)

5 番 (赤塚英一君) せっかく先輩議員に応援されましたので、しっかり聞きたいと思っておりますけれども、ただ、それでも議長に注意を受けましたので、そこはきちんとしながらやりたいと思っておりますけれども、今委員長がいろんなお話しされておりました。非常に覆すのは大変だという話がありました。ここに国からの資料というのを私いただいております。財務省から国会議員を通していただいた資料でございます。今与党自民党が必死になってその軽減税率についてけんけんがくがく議論しております。これはニュース等を見れば十分わかるわけですが、全く覆せない状況ではないということは、今の政府与党がこれに取り組んでいることから、まだまだ可能性は十分考えられるということでございます。そういうことからしても、今地方議会が国民に一番近い我々地方議会が声を上げないで誰が声を上げるのかなというふうに思っております。この議員必携、我々議会議員としてバイブルのように使っております。発言の自由と責任という項目がございます。当然発言の自由を妨げることは一切許されないということは先刻承知のことでございますけれども、ただしそれにはルールがございます。そして、それとあわせて発言への責任というものもございます。私先ほど何を信じればという話させてもらいましたけれども、この会議録というものは議会の唯一のどのように決定されたかを見る資料でございます。この議事録が、文教産建常任委員会の議事録と本会議で委員長が説明された発言の内容の議事録、かけ離れているというのは、非常にこれは遊佐町議会としてゆゆしき事態なのではないかと思っております。だからこそ先ほどそのように発言させてもらいましたけれども、これをもって委員長の報告のとおり今回も不採択ということ判断するのは、非常に私は拙速だと思っております。文教産建常任委員会のこの内容、非常に私は疑問を持ちながら、この採択を不採択にしたということ、これには絶対反対する、その決意で今立っております。この文教産建常任委員会、先ほど委員長話していただきました。議長もいらっしゃいます。副議長もいらっしゃいます。このような大先輩である一番議員歴の長い大先輩もいらっしゃる。この委員会がこのような状況されたということが私は非常に悲しいことでもあります。そして、これをこのような不採択の判断をしたということは非常に悲しいことでもあります。もう一度これを再考していただくことを願って、私はこの質問を終わらせていただきます。

議 長 (高橋冠治君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

5 番、赤塚英一議員、反対ですか、賛成ですか。

(「委員会の不採択に反対の討論でございます」の声あり)

議長(高橋冠治君) ほかにございませんか。

3番、高橋透議員、反対ですか、賛成ですか。

(「委員会の報告に賛成です」の声あり)

議長(高橋冠治君) 賛成討論ですね。

(「はい」の声あり)

議長(高橋冠治君) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) なければ、5番、赤塚英一議員より反対討論をお願いします。

5番(赤塚英一君) それでは、私のほうから請願第1号 食料品、新聞、書籍、雑誌などの生活必需品への消費税の軽減税率適用について、政府への意見書提出についての請願に対する委員会の不採択の判断についての反対討論を行わせていただきます。

この請願は、表題のとおり食料品、新聞、書籍、雑誌などの生活必需品への消費税の軽減税率適用について、今後消費税が8%から10%に引き上げられ、生活必需品の代表である食料品を初め、主権者である国民の知る権利を支え、民主主義社会における多様で客観的な情報入手媒体である新聞、書籍、雑誌などが経済状況に左右されることなく手にできるように国に対して意見書を提出してもらいたいという内容であります。この請願と同様の請願に対しては、山形県内のみならず多くの地方議会がその願意を酌み取り採択し、意見書を国に対して提出しております。これは、日ごろから住民と密に接している地方議員各位が消費税制度設計をする上で、住民の声を少しでも国に反映させられるように日々活動しているからこそと思っております。しかしながら、遊佐町議会文教産建常任委員会では、新聞、書籍、雑誌への軽減税率適用だけではなく、生活に一番重要とされている食料品に対しての軽減税率適用さえも反対するという判断を下しました。これは、町民に対して町民の福祉と遊佐町の繁栄に寄与することを目的とした遊佐町議会基本条例に反した、町民福祉の向上とは逆行する誤った判断ではないでしょうか。消費税は広く国民に税の負担をしていただくもので、収入などに関係なく課税されるものです。収入の多少による税率の変化やぜいたく品には高い税率がかかるといったものではありません。さらに、税を負担するのは最終消費者である国民であります。今回の消費税増税に対して増税反対という方もいらっしゃいます。しかし、消費税の制度をよく理解していただき、遊佐町議会として消費税を負担する最終消費者である国民の軽減負担を求めるための食料品、新聞、書籍、雑誌などの生活必需品への消費税の軽減税率適用について、政府へ意見提出についての請願をぜひ採択していただき、国に対して意見書を提出することを望み、委員会報告不採択に対しての反対討論といたします。

議長(高橋冠治君) 続いて、委員長報告に賛成の討論を許可いたします。

3番、高橋透議員。

3番(高橋透君) 文教産建常任委員会の副委員長としての発言もさせていただきたいと思っております。

先ほど委員長お話ししましたが、不採択の理由に関して、それは消費税は既に5%から8%に上がり、来年の10月にはもう10%という法律で決まっております。これは最終決定は12月ありますが、その規定がある中で消費税率に軽減税率を導入することでいろいろな混乱が起こると。何が対象で、何が対象

でないかということ自体、それからいろいろな導入する上での、例えばレジスター、レジスターを用意できないスーパーがもう廃店してしまったと、閉店してしまったという例もありました。そういう混乱を招くという反対意見もありましたし、やはり消費税のその趣旨、何のための消費税かと考えた場合、これは全てこれから不足するであろういわゆる社会保障、社会保障の財源として消費税が使われると、それが軽減税率が導入されることによっていろいろな算定もされております。例えば1%食料品の軽減税率が下がった場合、これは6,600億円、1%下がっただけで税収が減ってしまうということもあります。そうした場合に、それでなくても10%に上げて足りない社会保障の財源、それをますますこれから、例えばもう10年後に団塊の世代が対象になっていきますが、そのときに社会保障、その財源が足りないという形でなおかつ上げていかななくてはいけないということになっていく、これは誰が見ても明らかです。そうした場合に、こちらの例えば品目が必要、必需品で、こちらは生活には必要でないというふうに考えている人、これは少ないと思います。どの仕事をされている方でも自分の仕事は生活には必要だというふうに思って仕事をされています。そういうことを考えた場合、消費税というのは広く、浅くというのが本来の趣旨ですから、日本の場合は直接税、それは所得税、それから住民税とかがありますが、それはこの趣旨で述べているように欧米と比べて低いです、日本は。直接税も低い、社会保障負担も欧米と比べて低い。なおかつ消費税率は、欧米は20%から25%、日本はこれから来年上がっても10%です。倍以上の消費税率のところ軽減税率を適用していると。それと、日本がこれから10%する上で軽減税率を適用するというのでは、もう比較にはなりません。という意味で、将来の社会保障、これを考えた場合には10%に上げることも必要であるかもしれないし、その判断は今進めている国の判断に任せたいというのがこの不採択にした理由の一つでもありました。

以上です。

議長（高橋冠治君） 以上で討論を終了し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は不採択です。したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。本件についてこれを採択とすることに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手少数です。

よって、請願第1号はこれを不採択することに決しました。

次に、専決処分の審議及び採決を行います。

日程第3、議第40号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第40号 平成25年度遊佐町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認についての件を採

決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

専決処分の審議及び採決を行います。

日程第4、議第41号 平成25年度遊佐町公共下水道……暫時休憩します。

(午後4時11分)

休

憩

議長(高橋冠治君) 再開いたします。

(午後4時12分)

議長(高橋冠治君) 日程第4、議第41号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第41号 平成25年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第5、議第42号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第42号 遊佐町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたし

ます。

本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議第43号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第43号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議第44号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第44号 遊佐町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、条例案件の審議及び採決を行います。

日程第8、議第46号 遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君）

これは、46号は議会が議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありますけれども、ここで第2条の2項、定住自立圏構想推進要綱の規定による定住自立圏形成協定の締結、変更または廃止を求める旨の通告に関する事というふうにしてなっておりますけれども、この定住自立圏構想推進というものについて少しお尋ねをしたいと思えます。

これは企画ではないかというふうにして思っておりますが、この定住自立圏構想というのは遊佐町にとってあるいは町民にとってのメリットは何か、デメリットは何かということをお尋ねいたします。

議長（高橋冠治君） 池田企画課長。

企画課長（池田与四也君） お答えをいたします。

定住自立圏を形成することによるメリットあるいはデメリットということでございますが、デメリットについてはまずないという受けとめ方をしております。一方のメリットということになりますが、行政間の垣根を取り払って緩やかな連携をすることによって、この名称が、字面が示すとおり、定住と自立の町づくりへ、よりよい町づくりをしていくといった趣旨でございます。メリットの何といっても大きなところは、締結をすることによって特交、特別交付税の措置を受けられると。上限額1,000万円とされております。このことが非常に財政的なメリットを受ける、そのメリットの一つかなと考えております。あと連携を図ることによって、お互いの施設なり事業の共有を、施設の利用等、共同利用等のお互いの事業を共有できるというところかなと思えます。特に中心市となります酒田市の福祉施設やら娯楽施設やら、医療機関等の利用について、またその十分な利用便宜が図られていくといったところが利点ではないかなと。相互利用という形になりますが、どうしてもそちらの酒田市、中心市の施設について我々町民の利用拡大が図られていくという、そんな取り組みに向けていく趣旨もでございます。

以上になります。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） このことについては、かつて資料をもって企画課長から説明を受けたというふうなことがありました。そのときにもデメリットはないという話をされておりました。メリットだけがあるというふうにお話をされましたが、私の調査によりますと政府は市町村が直ちに合併を進まない場合の方策として、5万人以上などの要件を満たす中心市を定めて、そこに投資を集中し、周辺小規模自治体はそのサービス、施設等の利用する定住自立圏構想に着手をしたと。これは、道州制に向けたいわゆる前段階のものだというふうにして私は受けとめています。それはなぜなのかということでは、道州制導入と市町村再編は自治体行政を住民から遠ざけてしまって、地方の一層の疲弊と地方自治の形骸化をもたらすものであると。全国町村会も道州制導入のこれまでの議論は政府や財界主導によるものであり、主権者たる国民の感覚からは遊離したものであること、そして道州制の導入によりさらに市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治は衰退し、一途をたどり、ひいては国の崩壊につながっていくと述べて、強制合併につながる道州制には断固反対をしていくと昨年の11月の大会で特別決議をしていると。国は定住自立圏構想をうたいながら、いわゆる道州制、市町村合併をより進めようとしているのがこの定住自立圏構

想なのです。そういうふうな認識を持っているのかどうなのか、その辺をひとつ伺いたいと思います。

私は、自立の町づくりを選択した我が町には、これはふさわしくない構想なのではないかというふうにして思っておりますが、私の認識が違うのかどうなのか、あるいは本当に課長が言うとおり、そういったものはないのだと、あくまでもいわゆる地域周辺の共有、協力体制のもとで1,000万円の特交からいただけというふうなことだと、完全にそういう認識を持っているのかというふうなことを改めて伺いたいというふうにして思います。

議 長（高橋冠治君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 定住自立圏構想の基本的な質問でありますから、私から答えさせていただきます。

遊佐町が遊佐町であり続けるためには、それは自立のための最大の努力をしなければならないということとは仰せのとおりだと思っておりますけれども、一方でやっぱり広域で取り組みながら、実際消防、そしてごみの処理とか取り組んできたのが庄内北部、いわゆる庄内町、酒田市、遊佐町、そして今回は三川も、庄内南部と北部の両方庄内町と参加しているわけですが、町としてなかなか酒田市の中町プラザ等使わせていただけないこれまでの状況等あったわけでございます。それは、ファミリーサポートという制度等がやっぱり遊佐町さんの皆さんからは、まず酒田出身のお母さんは使っていないけれどもという形で、なかなかそれらも合意していただけませんでした。我が町でも今子どもセンターなるものを追いかけて整備したわけですが、これら相互にある施設をやっぱり活用し合うという視点も非常に私は大切な一つだと思っておりますので、定住自立圏を酒田市を中心とした生活圏の中では、酒田市が3月議会で本間市長さんが宣言したわけですから、それら私はいい取り組みであるというふうに認識しております。ただ、もう一つ申し上げたいのは、5月の町村会で、山形県の町村会でありますけれども、道州制反対、全国的な動きとしてはそれは町村会として11月の大会、昨年、一昨年等でも道州制の導入には反対するのだという決議は特別決議をいたしておりますけれども、山形県の町村会としてはこれまでそれについて決議を行ったことはございませんでした、県として。私が総務委員会、町村会の総務委員会で提案をさせていただきました。やっぱり山形県の町村会として道州制導入には反対すべきであろうと、その決議をいたしましょうという提案を県の町村会からも了解をいただきまして、5月の16日の県の平成26年2回目の町村会で道州制反対という町村会としての決議は行わせていただきました。そして、国に届けるという形で、やっぱりどうも与党が、自民党が道州制法案を今国会中に提出したいという、見切り発車をしたいという話が半分進んでおりましたので、各県の町村会として、全国ではなくてやっぱり各県の町村会としてそれなりに意見、意見書等申し上げるのは当然であろうという私の提案を町村会、22名ですが、今、全員がそれを了解いただきまして、満場一致でそれを取り入れていただきまして、拙速なる道州制の導入にはやっぱり断固反対したいということをお願いしておりますので、私は今定住自立圏構想の問題と道州制の問題とはちょっと意見を異にしておるといことです。一番怖いのは、さきの有識者会議なるものが自治体消滅という意見を、増田寛也さんがまさか、前の岩手県の知事がそんなことを言い出すとは思っていなかったのですけれども、自治体消滅という、そんなデータを出しました。一番怖いのは、制度を変えれば何とかあるのではないかという提案が、それから御用学者なる者がいるものですから、それについて、では制度を変える、何なのといったときに道州制にしてしまえばいいのではないかという結果に行き着くのが非常に怖いというふうに思っておりますけれども、庄内の自立圏で酒田と庄内町と、遊佐と三川町の定住自立圏に

関してはそのような認識は、お互いに力を合わせこの北庄内をよくしましょうという思いで結集しているというふうに思っています。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） これ3回目だっけかや。2回目か3回目かもわからないような状態になってしまいましたけれども、3回目というふうなことで最後の質問になるわけでありましてけれども、町長が今申し述べられましたいわゆる道州制反対には山形県はこれまでされていなかったと、それで県内の町村長会の皆さん方が全員でそれを道州制導入に反対だというふうな提案を町長がされて、それが全員で認められたというふうなことで、それを国へ持っていくのだというふうなお話がありましたので、その部分については私は大変評価をしたいというふうにして思っております。そして、今あわせてお話がありましたいわゆる近隣市町村と手をつなぎながら、やれることを一緒にやっていくのだというふうなお話がありましたね。それはわかります。それは大事な部分であるというふうな認識はしておりますが、それは定住自立圏構想がなくても、上限1,000万円の特交があるというふうなお話がありましたが、それは私から言わせればあめとむちだと。定住自立圏構想にこれまでも頼らないで、いわゆるごみだとか消防の関係だとかというふうな形でいろいろやってこられたわけですね。それは、一定の法律のもとで当然やってきたわけでありましてけれども、大変危険なものを私は感じておりますので、これを使わないで対応するということは幾らでもできるのではないかというふうにして私は認識をしております。だって、国が言っているのですよ、さっき申し上げましたけれども。定住自立圏構想に着手をするのは、いわゆる投資を集中して、そして周辺小規模自治体はそのサービス施設等を利用すると。これは、基本がいわゆる市町村合併につながっていくと。私は意見が異なるかもしれないと。でも、これは事実なのですよね、私が持っている資料から、もと。これは、政府もこうやって言ってきたわけですので。だから、これは事実なのだというふうなことを申し上げたいと思いますし、八幡の住民の皆さんから実はこういう話を聞いております。いろんなことで市町村合併をされたことによってどうなったかと。例えば福祉のさまざまな申請、もう福祉関係は特に申請主義でありますので、それを八幡の、今は支所になっていますが、支所に……

（何事か声あり）

13番（伊藤マツ子君） いや、これ関連していますよ、市町村合併の関係で。関係しているのです。だから、言うのですよ。すぐ終わりますので。

議長（高橋冠治君） 伊藤議員。

13番（伊藤マツ子君） これ最後ですので。すぐ終わる。

議長（高橋冠治君） 本来の質問に戻ってください。

13番（伊藤マツ子君） 本来の質問でしょう。本来の質問に触れて話をしているのです。いや、自立圏構想に基づいてやると市町村合併につながっていくのだと、市町村合併をされればこういう問題が生じてくるのだというふうな。申請を全て酒田市の市役所に行かなければいけない。この大変なご時世の中でガソリン代も大変だというふうな話もあるのです。

（「条例があるからね」の声あり）

13番（伊藤マツ子君） 条例わかって、条例だからしゃべっているのであって。この話を、ではどこで

話をすればいいのか。

(何事が声あり)

13番(伊藤マツ子君) それで、一般質問でしゃべれという話もありました……

議長(高橋冠治君) 伊藤議員、中身はこれ出ますので、これから。

13番(伊藤マツ子君) わかります。

議長(高橋冠治君) そこでしっかり一般質問等でしてください。

13番(伊藤マツ子君) わかります。これは、自立圏構想の計画をするために議会が議決をする内容ですよ。でしょう。違います。そうなのだよ。だから、大事な、ここで議論しておかなければならない。細かいことは当然。

(「まだ提案してないんだ、自立圏は」の声あり)

13番(伊藤マツ子君) 何言っているの。

(「休憩」の声あり)

議長(高橋冠治君) 暫時休憩します。

(午後4時33分)

休

憩

議長(高橋冠治君) 会議を再開します。

(午後4時36分)

議長(高橋冠治君) 伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) 議長は休憩にしましたけれども、別に休憩する必要ないのです。

そこで、私が申しあげましたことについては、大変危険性を感じるから、私はこれには賛同できないというふうなことを申し上げたかったので、その旨を伝えながら私の質問は終了しますと、こういうことです。

議長(高橋冠治君) 時田町長。

町長(時田博機君) 定住自立圏の協定には、まだ議案として提案をしておりません。これは、定住自立圏をしっかりと結ぶ、協定を結ぶに当たって、議会に上程して議決をいただいてからという、そのために今の追加をさせていただくという議案でございますので、冷静にご判断をお願いします。

議長(高橋冠治君) これにて伊藤マツ子議員の質疑は終わります。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ここでお諮りいたします。

会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の会議時間を本日の日程が終了するまで延長したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

議長(高橋冠治君) ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は本日の日程が終了するまで延長することに決しました。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第46号 遊佐町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手多数です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより議第47号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議第48号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

直ちに質疑に入ります。

13番、伊藤マツ子議員。

13番(伊藤マツ子君) まず、この48号の税条例の改正についてお尋ねいたします。

1つは、法人税の、法人住民税の減税が入っておりますね。そこで、法人住民税の内容についてお尋ねしたいと思います。

それから、法人住民税の減税をすることによって、いわゆる法人住民税そのものの町の収入源というのはどのようになるのか、この2点について伺います。

議長(高橋冠治君) 渡会町民課長。

町民課長(渡会隆志君) お答えいたします。

1つは、この改正によつての、まずは法人町民税の内容が1つということであります。法人町民税は、

ご案内のとおり、町内に事業所を有する法人に対して課税されるものであります。課税の内容としましては、均等割と、それから法人税割がありまして、均等割については資本金の額と従業員の数で決まっております。これは、1社5万円から300万円までのランクになっております。今回の改正にかかわる部分でありますけれども、もう一つの法人税割が今回の対象になります。これは、法人が利益が出たときには法人税、国税であります法人税を支払いするわけですが、法人町民税についてはその国税について、掛ける町内の方の従業員数、会社全体の従業員のうちの遊佐町に住所がある方が分子となって、さらに14.7%を掛けるというのが今までの条例でありました。今回の改正につきましては、その14.7%部分を12.1%に減税するというごさいます。内容としてはそういうことごさいます。

もう一つのご質問の減税による収入の減ということごさいますけれども、もともと今申し上げましたように法人税については、法人税割については法人の決算によるということありまして、なかなか先が読めないというのが現実であります。ここ10年くらい見ますと、法人町民税としては4,000万円くらいから、中には9,000万円台のときもありました。ということは、年によっては倍くらいの違いが生じるということもあります。そんな中で、では均等割と法人税割の割合がどうなるかということになりますと、大体6対4くらいで均等割のほうが多い。ということは、4割の分が今回の改正に影響があるということになります。その中でも、14.7が12.1ということであれば2%くらい減額になるということごさいますと、今年度の予算は約6,000万円くらいでするので、それを考えますと約200万円くらいになるのかなと考えております。ただ、今回の改正での趣旨という意味では、地方法人課税の遍在税制のための措置という言い方してきております。いわゆる大都市に集中しております法人町民税を地方の遊佐町みたいに余り、法人税の収入が少ないところに再分配するという趣旨もありませんので、そういう意味では法人のための減税というよりは一定地方にとってはかえって有利なほうがあるのかなというふうに思っております。というのは、最終的には普通交付税で返ってくるということになりますので、そういう部分を酌み取っていただければと思います。

以上です。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） いろいろお話をいただきまして、法人税には均等割と、あるいは要するに黒字に対する税のかけ方、これは14.7%、今回の見直しで、いわゆる標準税率だと思っておりますが、それを12.1%に引き下げをすると、そしてその減額になる金額としては2%くらいで200万円くらいかなというふうなお話をされておりました。これは、消費税の引き上げに伴って地方交付税の交付団体と不交付団体の間で税収の格差が一層大きくなることが予想されて、その対策として政府は新たに地方法人税、これは国税ですけれども、それを新設をしましたね。それが今の結果なわけですが、12.3%から税率9.7%まで、標準税率9.7%まで下げてもいいと、引き下げられると、引き下げ分については地方法人税として徴収をされ、地方交付税からの繰り入れがされていくと、町としては有利だというお話がありましたけれども、私は地方交付税そのものが余り信用できないという部分がありますので、そのとき、そのときに応じて算定方式がころころ変わるわけですね。そういう視点から見ると、決して喜ばれたものではないのかなというふうにして思います。町の企業、事業所にとっては大して、今までどおり負担率は変わらないというふうなものであると思いますので、それは認識をしておりますが、このことによってそれならば不足分については

全て地方交付税算入されるというふうにして総務課長は認識をしておられるのかどうか、これ1点お尋ねいたしたいと思います。

それから、もう一つは、この議第48号の第82条、そのほかもあるわけですが、ここで軽自動車税の税率のいわゆる税の負担、税率の負担増、これはいろいろ原動機付自転車だとかさまざま、ミニカーだとか2輪車だとか、あるいは小型特殊、軽自動車とさまざまあるわけですが、一番大きいのは軽の乗用車です。全てそうなのですが、これらは今まで7,200円だったのが1万800円とすると。そして、登録してから13年以降になった車については1万2,900円ではなかったでしたか。これは、私から見れば大変ひどいものだというふうにして思っております。軽自動車ではなくて普通車に乗りたくても、税金が高いあるいは保守点検、車検等について大変高くなるというふうなことがありますので、せめてこの交通機関が余りない、公共交通機関が余りないこの地域からすれば、やはり軽自動車というのは住民の足なのです。そういう住民の足、厳しい状況の生活の中でガソリン税も、あれは消費税ともう一つの税金が、あれは揮発油税でしたっけかね、そういう税金がかかる。それも値上げをされているというふうな状況でありますので、負担増、負担増となっているというのが現実なのです。こういう中で、いわゆる所得の少ない人にとって、特に年金暮らしの人にとってはこのことは大きな痛手であろうというふうにして思います。これを進めるのは、自動車取得税をなくすと、そのかわりこちらを負担増とすると、これは大手の、いわゆる大企業からの要求を国のみ込んだと、そういう内容なものなのです。いわゆる自動車取得税がなくなることによって車をもっと売れるであろうという、そういうふうなことが根底にあってこういったことが導入されていると。私は、これは大きな問題だというふうにして認識をしています。

そこで、軽自動車税のいわゆる引き上げに伴って、町としては現状の中でどれぐらいの軽減自動車税の税収の見込みになるのか、そのこととあわせてお尋ねしたいと思います。これで終わりが。

(「まだ2回」の声あり)

13番(伊藤マツ子君) 今3回目でない。

(何事か声あり)

13番(伊藤マツ子君) 何か頭が。頭が大変もう混乱しておりますのが私の頭ですけれども、ちょっとそのことについてお尋ねしたいと思います。

議長(高橋冠治君) 菅原総務課長。

総務課長(菅原 聡君) 今回の改正に伴っての普通交付税への影響額ということでございました。

まだ算定作業も入ってございませんし、これからの算定作業の中で明らかになるあるいは検証していくということになるかと思えます。そういうことで、今段階ではまだ十分に把握できておりません。

議長(高橋冠治君) 渡会町民課長。

町民課長(渡会隆志君) お答えいたします。

その前に、先ほどの法人町民税の割合で、先ほど標準税率のお話がありましたけれども、標準税率は12.3%が9.7%というふうになるのです。遊佐町は制限税率を使っていますので、14.7から12.1というふうになります。

今の軽自動車税のご質問でございますけれども、もともといろんなご意見はあると思うのですが、今回の改正についてはいわゆる普通車と軽自動車との均衡を図るといような説明になっておりまして、

同じ道路を走るのにそんなに違ってどうなのかという考え方もあるかと思います。もう一つ、重課については、グリーン化ということで、排気ガスを減らすという意図がありますので、それも考え方としては必要なことではないかなというふうに思います。

それで、それに伴って税収がどうなるかというお話でありますけれども、今回の改正については、税金が上がる部分については13年の4月以降に新規登録したもののから順次ですので、すぐ、簡単に言うとほとんど1.25倍から1.5倍になるということを考えれば、今現在の軽自動車税が約4,000万円ありますので、6,000万円くらいになるのかなと思うのですけれども、それはずっと先の話であって、来年新規登録するものがどのくらいあるかということになりますので、すぐふえるということはちょっと考えられないかなと。あわせて、重課税についても13年経過したものからなりますので、先、もう10年後にはその1.5倍くらいになるかもしれないのですけれども、そんなに、徐々にという形になるのかなというふうに思っております。

議長（高橋冠治君） 13番、伊藤マツ子議員。

13番（伊藤マツ子君） 現状の中でのお話を伺いました。それは今課長が言ったとおり、言ったとおりというのは、いわゆる負担増については新しい新車を購入した場合に始まっていくと、そして……ちょっと私頭の中がごちゃごちゃしておりますけれども、そして今既存の乗っている軽自動車税については負担増はしばらくはしないと、たしかそういう内容だというふうにして認識をしております。それには多分これは間違いはないという、私の認識だというふうにして思っておりますので。でも、いずれ重課税の中で、13年たった場合については、それは負担増につながっていくと。それは今、今の話ではないかもしれませんが、いずれそういう時期が来るのだというふうな内容であることは承知をしておりますが、今現状の中で見た場合4,000万円から6,000万円であろうというふうなお話がありました。この増税の中にはグリーン、いわゆる環境に対する優しい車というふうなことが含まれているのだというふうなお話がありましたけれども、そういう車を購入できる人はいいいのです。でも、お金のない人はそういう車の購入さえできないのです。もうとりあえず安くて、少し機能がいい、そして何とか走られる、それで十分だという人が、やっぱりそういう人もおられるのだというふうな認識を持っていただきたいなというふうにして私は思います。そういう意味では、これは弱い者の立場にとっては大変な時代が来るなというふうにして認識をしております。

それから、法人税の軽減、法人住民税の軽減税率については、私から見ればこちらを安くして、その分を国に納めて、国は地方交付税算入の対応をするというふうなことでありますけれども、地方交付税法の中には国が責任を持って地方交付税に必要な金額をやっぱり提供しなければいけないというものが文言が入っているはずですが。それにもかかわらずこういうこそくなやり方については、私は反対だと。皆さんはいわゆる公務員でありますので、税法についてはもう国の言うとおりに対応しなければいけない、しないわけにはいかないというのは、それは私も重々理解をしておりますけれども、私から見ると大変なことをまたやってくれるものだというふうにして受けとめておりますので、このものについては賛成をすることができないということを申し上げて質問を終了いたします。

議長（高橋冠治君） これにて13番、伊藤マツ子議員の質疑を終了します。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

(「なし」の声あり)

議長(高橋冠治君) ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第48号 遊佐町税条例等の一部を改正する条例の設定についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(高橋冠治君) 挙手多数です。
よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、補正予算審査結果の報告及び採決に入ります。

さきに補正予算審査特別委員会に付託し、審査をお願いしておりました議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)について、補正予算審査特別委員会土門勝子委員長より審査の結果について報告を求めます。

補正予算審査特別委員会土門勝子委員長、登壇願います。

補正予算審査特別委員会委員長(土門勝子君)

平成26年6月20日

遊 佐 町 議 会
議 長 高 橋 冠 治 殿

補 正 予 算 審 査 特 別 委 員 会
委 員 長 土 門 勝 子

審 査 結 果 報 告 書

平成26年6月18日、定例本会議において、本特別委員会に付託された下記事件につき、審査の結果を次の通り報告します。

記

1. 審査を付託された事件

議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算(第1号)

2. 審査の結果及び意見

平成26年度遊佐町一般会計補正予算について慎重に審査した結果、いずれも適正なものと認め、原案の通り決定すべきであると意見の一致をみた。

3. 審査の記録

委員会条例第27条に規定する本特別委員会の記録は、別途整理のうえ提出する。

議長(高橋冠治君) お諮りいたします。

ただいま補正予算審査特別委員会委員長報告のとおり、本案を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（高橋冠治君） 挙手多数です。

よって、議第45号 平成26年度遊佐町一般会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。
次に、事件案件の審議及び採決を行います。

日程第12、議第51号 除雪ドーザの取得についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第51号 除雪ドーザの取得についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議第52号 除雪ドーザの取得についての件を議題といたします。
直ちに質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて質疑を終了いたします。
続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

議長（高橋冠治君） ないようですので、これにて討論を終了いたします。
これより議第52号 除雪ドーザの取得についての件を採決いたします。
お諮りいたします。本件を原案のとおり決するに賛成の方は挙手願います。
（賛成者挙手）

議長（高橋冠治君） 挙手全員です。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、人事案件の審議を行います。

日程第14から日程第15まで、議第49号 人権擁護委員候補者の推せんについて外1件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤源市君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第49号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、人権擁護委員の今野幸子氏が平成26年9月30日で任期が満了となるため、新たに工藤久美子氏を人権擁護委員候補者の適任者と認め、推薦いたしたく、提案するものであります。

議第50号 人権擁護委員候補者の推せんについて。本案につきましては、平成26年9月30日で人権擁護委員の任期が満了となる佐藤紀美氏について、再び人権擁護委員候補者の適任者と認め、推薦いたしたく、提案するものであります。

以上、人事案件2件についてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

この人事案件につきましては、先例によりまして、本会議を休憩し、全員協議会で協議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議ないようでございますので、全員協議会が終了するまで本会議を休憩いたします。

（午後5時07分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午後5時13分）

議長（高橋冠治君） さきに提案しておりました議第49号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては先ほど全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、議第50号 人権擁護委員候補者の推せんについてを議題といたします。

お諮りいたします。本案につきましては先ほどの全員協議会の結果によりまして、原案のとおり同意を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

次に、日程第16、発議第1号 議員派遣についてを議題といたします。

事務局長をして朗読いたさせます。

佐藤議会事務局長。

局長（佐藤源市君） 上程議案を朗読。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

本件につきましては、会議規則第129条の規定に基づき提出されたものであり、この際質疑、討論を省略し、原案のとおり決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午後5時19分）

休

憩

議長（高橋冠治君） 会議を再開します。

（午後5時20分）

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について変更が生じた場合は、その専決を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、議決事項に変更が生じた場合、その専決を議長に委任することに決しました。

以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって第497回遊佐町議会6月定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後5時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名します。

平成26年6月20日

遊佐町議会議長 高 橋 冠 治

遊佐町議会議員 筒 井 義 昭

遊佐町議会議員 高 橋 久 一

